

＜訪問看護ステーションの請求事務担当者様は御確認願います。＞

# 国保連合会だより



NO. 2022-訪-6

令和 4年 11月 16日

静岡県国民健康保険団体連合会

〒420-8558

静岡市葵区春日2丁目4番34号

TEL (054) 253-5541

(介護報酬のお問い合わせは下4桁5580にお掛けください。)

<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

静岡県国保連合会

## 1. 後期高齢者医療における訪問看護療養費明細書「特記欄」の記載について

令和4年10月訪問看護分より、後期高齢者医療の訪問看護療養費明細書について、以下のとおり特記欄の取扱いが変更されておりますので、ご注意ください。

特記欄		訪問看護年月 令和4年9月以前	訪問看護年月 令和4年10月以降	所得区分 (後期高齢者医療)
コード	名称			
26	区ア	○	○	現役並みⅢ
27	区イ	○	○	現役並みⅡ
28	区ウ	○	○	現役並みⅠ
29	区エ	○	×	一般
30	区オ	○	○	低所得Ⅰ・Ⅱ
41	区カ	×	○	一般Ⅱ (窓口負担2割)
42	区キ	×	○	一般Ⅰ (窓口負担1割)

※ ○を使用し、×は使用しない

## 2. 「特記欄」におけるその他注意事項

- (1) 上記特記欄取扱いの変更は、後期高齢者医療に限るものです。  
国民健康保険の高齢受給者は、従来どおりの取扱いです。
- (2) ア 「後期高齢者医療被保険者証 (一部負担金の割合 (2割))」の提示のみの場合  
イ 「後期高齢者医療被保険者証 (一部負担金の割合 (2割))」かつ「適用区分 (Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証」が提示された場合  
→ 特記欄: 41 区カ
- (3) ア 「後期高齢者医療被保険者証 (一部負担金の割合 (1割))」の提示のみの場合  
イ 「後期高齢者医療被保険者証 (一部負担金の割合 (1割))」かつ「適用区分 (Ⅲ)の記載のある特定医療費受給者証又は特定疾患医療受給者証」が提示された場合  
→ 特記欄: 42 区キ

国保連合会にて取扱います医療保険は「国民健康保険」・「後期高齢者医療」です。